

文化庁月報



1988-6

No.237

【表紙】

群蝶木地蒔絵手箱

高野松山

昭和38年作

・解説は30ページ

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

特集：文化庁20周年

20周年を迎えて	大崎 仁	4
文化庁の発足	齋藤 正	6
日本文化の「元手」	安嶋 彌	7
文化庁20年を迎えて	犬丸 直	8
文化庁20年	佐野文一郎	9
文化行政について	鈴木 勲	10
文化・役所・国民	三浦 朱門	11

❖文化の将来展望・文化行政に望むもの—400字提言		
静かな日本	阿川 弘之	12
期 待	芥川也寸志	13
守るべきもの	江藤 淳	13
子供たちの心の糧となるテレビ番組を	片岡 孝夫	14
21世紀に向けての文化交流	鹿取 泰衛	14
演劇文化の充実	河竹登志夫	15
祖先の遺産を後世に	児島 義雄	15
下辺の文化を	児玉 幸多	16
21世紀へ向けて考える	坂本 朝一	16
私の提言	狭川 宗玄	17
21世紀文化への処方箋	鈴木 俊一	17
温故知新	堤 清二	18
世界の文化財保護に協力	坪井 清足	18
量から質へ	遠山 一行	19
明日の文化・明日の行政	登川 直樹	19
世界へ現代文化の発信	蜷川 幸雄	20
文化では依然、しんがり…	根本長兵衛	20
21世紀に向けての政治と文化の課題	福原 義春	21
温故知新を望む	宝生 英雄	21
文化財保護の努力	松浦 国男	22
緑なすオアシスは永遠に	森下 洋子	22
❖「我が国の文化と文化行政」の刊行		23

文化庁だより

〔文化庁ニュース〕

・第8回国民文化祭、岩手県に内定	24
・昭和63年春の褒章受章者決まる	26
・昭和63年春の勲章受章者決まる	26
・昭和63年度文化庁派遣芸術家在外研修員を決定	27
・昭和62年度補正予算で購入した海外美術作品	28
・文化庁行事報告及び予定	30
・国立劇場ニュース	31

20周年を迎えて



文化庁長官 大崎 仁

文化庁は、今年発足二十周年、成人式を迎えることになる。歳月の流れに切れ目があるわけではないが、やはり一つの節目であり、来し方を振り返り将来を展望するよい機会である。

二十年前の文化庁の発足は、初代長官今日出海先生という名人事もあって広く歓迎され、当時私学振興の仕事などをしていた私なども、明るい気持ちで新聞を読んでいた記憶がある。以来二十年間、多くの先輩の御努力と文化界をはじめ各界の皆様の御助力により文化庁は今日まで歩みつづけてきた。

文化庁の仕事をしていただいてまず感じたのは、明治以来の伝統を踏まえた文化財保護行政の厚み、芸術、宗教、著作権など関係者の幅の広さと文化庁を見る目の暖かさ、それに予算の少ないことである。前の二つは先人が築いた貴重な財産であるが、予算については、文化庁の使命の大きさから見ても、諸外国の例から見ても、どうも十分とは言えない。

戦中戦後の食糧難に悩まされたわれわれ世代と同様、文化庁も育ち盛りの年ごろに行財政改革の霜雪に見舞われたことが、骨格をひ弱にしたことは否定できない。とりわけ、文化と聞く世間の人がまず頭に浮かべる芸術振興が、行政としての歴史の浅さもあり、その影響を強く受けた感じである。十分栄養をとって、力強さ、逞しさを加えていくこと

がこれからの課題である。

折柄、文化への志向が、言葉だけでなく実体を伴った時代の流れとなりつつあるように思える。文化会館、美術館など文化施設の増加やイベント・ブームと言われるほどの各種イベントの開催などに象徴される都道府県・市町村の文化事業の活発化、町づくりの中の文化財、伝統文化の再発見、再評価、日本文化に対する国際的関心の増大と文化交流の活発化、カルチャー・センターの盛況に象徴される文化活動への意欲の増大等々は明らかに一つの大きな流れを感じさせる。この大きな流れの中で国に真に求められているものを的確に把握し、適切に伝えていくことは容易なわけではないが、それが成人に達した文化庁の使命である。二十周年を機に、いわゆる文化白書の作成に文化庁挙げて取り組んだのも、この使命を果たしていくため進むべき方向を自ら考える上で、また文化の振興を願う多くの方々の御議論を冀望するものとする上で、共通の基盤ともなればとの思いを込めてのことである。

これからの方向を考えるとまず気になるのはやはり芸術の振興である。今年実施設計まで進めることのできた第二国立劇場が完成し、舞台芸術の中心拠点としての役割を發揮するようになれば、一本芯が通ってくる。これを推進することが当面の重要課題であるが、同

時に、よりすぐれた芸術をより多くの人により少ない負担で鑑賞していただくための、援助事業の拡充に努力を重ねていくことが必要である。その際、諸外国の動向も参考にしながら本年度から始めた芸術活動の特別推進事業のように、企業等の民間資金が国の資金とあいまって芸術活動を支えていくシステムを發展させるなど多角的に援助策を展開し、少しでも多くの資金を芸術のために導入しなければならぬ。

芸術振興でもう一つ大切なのは、芸術家や学識経験者の意見を尊重するためのシステムづくりである。文化関係者の自主性と専門性の尊重が大切なことは、なにも芸術に限ったことではなく、文化庁所管の各分野について言えることであるが、芸術以外の他分野についてはそのシステムがすでに完成していると言ってよい。文化財保護の面では、文化財保護委員会の役割を實質的に受け継いだ文化財保護審議会が十分機能しているし、国語審議会、著作権審議会、宗教法人審議会が、それぞれの分野で中心的役割を演じている。もちろん、芸術の分野でも、個別の事業や施策の実施に当たっては、それぞれ委員会的な組織を設けて十分な配慮が払われているが、総合的なシステムにまではなっていない。今度、民間芸術活動援助関係の予算の執行の具体方針について御審議いただくとともに、芸術振興一般について御懇談いただくために、民間芸術活動振興に関する懇談会を發足させるこ

ととしたのはこの点を補うための試みである。

これから力を入れなければならない分野としてさらに頭に浮かぶのは、国際面の重視である。文化の国際交流については、国際理解と友好増進の見地から外務省、国際交流基金、ユネスコ国内委員会等が力を注いでおり、文化庁も積極的に力をあわせてきたところである。我が国の国際的立場を考えるとそのためのはもちろんであるが、さらに文化庁の立場から重視していかなければならないのは、文化の振興、發展のための国際的活動や協力を積極的助長、展開していくことである。芸術活動の發展にしても文化財の保存・公開の充実にしても、国際的視野を進めていく必要性が益々増大しつつある今、これに適切に対応することは文化庁の責務である。

本年度から始めた芸術活動の特別推進事業で、国際フェスティバル等への参加公演を重視したのも、スミソニアン機構の博物館・美術館と我が国の博物館や文化財研究所等との組織的交流協力を進めようとしているのも、そのような観点からである。これからは、諸外国の文化関係機関との連係交流を、我が国の文化行政を進めていく上で益々大切にしていく必要がある。

今後の課題としても一つだけ付け加えておきたいだけば、それは、映画芸術の振興で

ある。映画の衰退ぶりが目立つ中でこう言うとか後ろ向きな印象を持たれる方もおられるかもしれないが、テレビ・ビデオによる鑑賞もあわせ考えれば、映像芸術の中核である映画芸術の振興は、重い意味を持っている。大きな問題であるだけに、文化庁の出来ることは限られていると思うが、昨年来一年にわたって検討を重ねていただいた映画芸術の振興に関する懇談会の成果を少しでも活かしていきたいものである。

将来を展望すると次々と課題が頭に浮かんでくるが、文化を求める時代の流れの中で、文化庁が責務を果たしていくためには、もつと文化庁を強くしていかなければならない。各国の動向を見ても、お隣の中国では二、三年ほど前に文化部(省)が文化財保護に当たる文物管理局を統合して、文化の総合的行政機関の地位を確立しているし、韓国では現在の文化公報部(省)を近く改組し、文化のみを所管する文化部(省)とするようである。欧米諸国においても多かれ少なかれ、文化行政組織は充実の方向にある。文部省の外局である文化庁が諸外国に伍してその責務を果たしていくためには、文化庁自体が懸命の努力をしなければならぬのはもちろんであるが、関係各方面の暖かい御支援が不可欠である。次の十年を突くため、御支援の御指導、御支援を心からお願ひする次第である。

文化庁の発足

国立劇場会長
(元文部事務次官)

齋藤 正



昭和四十三年六月十五日に文化庁が発足した。その頃、芸術、文化の施策の拡充の要望が、文芸、芸能界の間に強くなり、これに広がる形で文化行政機構の強化が総理官邸や与党の側から発言されていた。したがって、早晩、これが実現をみるだろうと考えていたが、この時期に、こういう形で目の目を見たのは、行政整理という偶然の事情もあったからである。

四十二年の秋、佐藤首相は訪米前の閣議で、各省一律に一局を削減することにし、帰朝後に具体案を決定できるようにしてほしいと指

示した。閣議後、当時の鈴木大臣から原案の検討を命ぜられたので、官房総務課長を中心に案を練ってもらうこととした。結局、四十一年に設けられた内閣の文化局と、昭和二十五年以来、外局として設けられていた文化財保護委員会を合体して、一局を削減するという要請に応えながら、文化庁を設置して文化行政を統合強化するという考えをまとめた。別に念の為に、第二案を用意したが、文化庁案を第一として大臣に提出した。これがその年の十二月十五日の閣議で了承された。最初に指示のあったのが十一月十日の閣議であったから、一か月の間に成案を得たことになるが、局の改廃という大きな機構改革であったわりには、短い期間に、また、省の内外から、さしたる異論も出ずに収まった。

初代の長官には今日出海氏を迎えることができた。就任当時の事情については、今も自分が書いた、話をされたりしている通りだが、終戦後間もない頃に、一時、芸術課長を経験されたことがあるというだけでなく、各方面から一致して推された人事であった。それだけに、自分の活躍をしてもらえるような事務的な配置を考える必要があり、当時、文化局長だった安達健二さんが次長になって、補佐してもらうことになった。

文化庁発足の頃は、文部大臣は灘尾先生に代わっていたが、大臣室で辞令が渡された後、大臣室のソファに座ったとき、今さんは側にいた私にだけ聞こえる程度の声で、「直きに

三下り半を書くのかな」と呟いた。私は少し気になったが、その心配は全くなく、四十七年、安達次長と交代するまで、文化庁の基礎づくりと文化行政の幅を広げるために活躍された。

当時、教育界は大学紛争が激しさを増してきており、私どもはその対応に追われるようになった。今さんは外遊して、一九六八年の五月革命後のフランスの事情を見聞してきて、大学問題の対応を心配して私の部屋に見えたこともあったが、文化庁の仕事は紛争の圏外であって、着々と進展していた。

文化庁の設置が決まったときに、文部省は焼け太りではないか」と事務次官会議のメンバーから冗談を言われたこともあったが、確かに局の削減よりは文化行政にはずみをつける効果の方が大きかったかも知れない。戦後の文化行政の流れをみると、議員立法による文化財保護法の成立（その頃、作家の山本有三氏が緑風会の領袖としてこのために奔走しておられた）と文化庁の設置が大きな役割を果たしている。

二十年の歳月が流れて、初代長官の今さんも、次長の安達さんも既に物故された。当時を知る一人として、御冥福を心から祈るものである。

日本文化の「元手」



宮内庁東宮職東宮大夫
(第3代文化庁長官)

安嶋 彌

この頃、各種の展覧会や音楽会の開催、演劇の上演、出版の状況、外国音楽家の来日、美術品の高額な売買などの状況を見たり、聞いたりしていると、その盛況は、まさに「神武以来」の感がある。これらはおよそ、ここ三十年ばかりの経済の繁栄の余慶であって、御同慶の至りといつてよい。しかし、全体を通じて前代をこえる新しい文化が生まれているかという点、私も自身が現代文化の渦中にあるだけに、全く判らない。恐らくそれは百年もたなければ判らないことであろう。我が国の長い歴史を振り返ってみると、開

国と鎖国の、交互の繰り返しがあった。飛鳥時代や奈良時代は開国の時代であり、平安時代は鎖国の時代であった。鎌倉時代や室町時代も、どちらかといえば鎖国の時代であった。室町時代の末期から安土桃山時代にかけては、開国の時代となった。江戸時代はいくまでもなく鎖国の時代であり、明治以降は開国の時代となった。我が国は、開国の時代には、食欲に外国の文化を吸収し、鎖国の時代には、これを消化し、熟成して、特色のある文化を育ててきた。今日、日本の特性を示すといわれ、世界的にも高い評価を得ている日本の文化は、おおむね鎖国の時代に生まれたものである。

ところが明治以降百二十年の間は、日本は、外国文化に門戸を開け放したまま今日に至った。この間、外国文化は、絶えず我が国に影響し続け、新来のものの応接に忙しく、これを静かに受け止め、熟成させる暇がない状況である。

明治百年の記念式典が行われたのは、昭和四十三年のことであった。文化庁の設置もこの年であった。私は、この年はやはり象徴的な年であったと思う。顧みると、漱石や鴎外や荷風にしても、横山久や安井曾太郎にしても、茂吉や白秋にしても、山田耕筰や本居長世にしても、なお前代の遺風を伝えていた。しかるに三十年以降の急激な経済成長は、都市のみならず、農山漁村の様相をも一変させた。山河の風景さえ変わった。内面はとも

かくとして、貧しさを知らない人間が育ち、テレビと自動車の時代が到来した。明治百年の年は、ほぼこの変化の節目に当たり、貧しかった過去との訣別の年でもあった。

明治ないし古い日本と別れを告げた豊かな日本の文化は、これからのような歩みを続けるのであろうか。私はこの辺で、自らを成熟させるため、文化的「鎖国」を提唱したいが、もとより可能なのはではない。

そこで文化庁に最少限度お願いしたいことは、激流に抗う巖のように、基礎としての、日本の古い文化を固守してほしいということである。私は何も古いものが絶対だということではないが、古い文化が失われては、それこそ元も子もなくなるのではないかと、惧れるものである。古い文化の保護事業は、経済的に成り立つことは困難である。民間の手には負えないであろう。これは、国なり、地方公共団体なりが行うしかない事業だと思ふ。

文化は、もともと個人あるいは民衆のつくものであって、役所のつくるものではない。したがって、伝統文化との交配から生まれる現代文化の推進の方は、おおむね「民活」に期待することにしよう。文化庁には、日本文化の「元手」だけは、少なくとも確保してほしいと願うものである。

文化庁20年を迎えて

東京国立近代美術館長
(第4代文化庁長官)

犬丸 直



文化庁創設十周年を迎えたのは私が長官に在職のときだったから、あれからもう十年が経ったのかと、うたた感慨を催させられる。文化隆替の大局からすれば十年や二十年は言うに足りない短時日かも知れないが、私はこの二十年の世の中の移り変わりのなかに、とくに日本の文化のあり方と結びつけて考えざるをえない、目立った事態の展開が生じたのを感じる。それは日本が遂に経済力において世界を牛耳るような大国になったこと、そしてその事と関連して日本の社会の「国際化」が強く要請されるようになったことである。

一人当たりGNPがアメリカを越えたなど、と聞くと、戦後圧倒的な経済力を持ったアメリカを夢の国のように仰ぎ見ながら働いた経験を持つ私などは、そこまで来たのか」とあらためて驚きを感じる。しかし一方、我が国の文化施設や文化活動の状況をみると、欧米先進国と比べて、そのあまりの懸隔にいまさらながら深く落胆させられる。公の財政からの文化への支出の少なさはもとより、民間からの文化への拠出も、欧米に比しきわめて少ない。世界の経済大国日本の姿と、日本における文化的環境の貧弱さとの間には、どうしても著しい不均衡を感じてしまう。

それにつけて、今日出海初代長官からうかがった次の話が思い出される。
今先生が長官になられて最初の予算折衝に大蔵省へ行った時、記者会見をしたが、「長官は、文化に金はいらない」と言った」という記事が出て大いに弱った。自分の言わんとした真意は「文化予算などというものは、これだけは是非必要だ」と理屈で相手を説得してもらってくるべきものでなく、これだけ使ったらどうかね」と先方から頼まれるべき筋合いのものだ」ということだったが、誤解をまねいてしまったとのことである。

いまこそ日本で、大国たるにふさわしく、経済的合理性ばかりを追求することなく、もったいなくお金を積極的に文化のために使おうとする風潮が、官にも民にも、行きわたってほしいものである。

次に国際化の問題である。日本が経済大国として存続してゆくうえで、世界に通用する考え方や論理で行動することは不可欠だが、そのことが単に渉外的な局面のみならず、国内における諸方面の活動にも要求されるようになって来ている。それは止むを得ない面もあり、こんにちの世界で、日本人が内輪にだけ通用する意識に閉じ込められていることは許されぬに違いない。しかしそのことが日本の文化的伝統の軽視や独自の文化的個性の否定につながるのではないよう、戒心が肝要だ。外国人に分かりにくいからといって日本の風土に根ざした独特の感性を否定したりすべきでない。日本の文化的個性を世界に通用する論理なり表現なりで説明する努力もすべきである。独自の文化を持つことと国際的であることは決して相反するものではない筈だ。日本の文化的個性の危機は、内在的要因によることも大きい。豊かさの増大に伴う現代的な快楽の追求につれ、日本人の生活はますます表面的な洋風化を進め、伝統に背を向けた今めかしさへの没個性的な追従もはびこっている。

世界の文化を取り入れ、また新しい文化を目指した前衛的、実験的な、試みを奨励することも大切だが、一方伝統文化の正しい保存と伝承の努力も並行して怠らず進められるべきだ。両者は相矛盾するようだが、双方の分裂的な推進の中にこそ創造の火花が散ると、私は考える。

文化庁が設置された四十三年六月当時は、三十七年に本格化した著作権制度改正作業が、四十一年の著作権審議会答申「著作権及び隣接権に関する法律草案（文化局試案）」の公表、四十二年のベルヌ条約改正ストックホルム会議、四十三年四月の著作権法案閣議決定（国会不提出）と進行していた。

文化庁設置とともに文化局長から文化庁次長に就任した故安達健二氏は、「著作権法成立への念願をこめて、文化庁にとどまった」と「文化庁事始」に記されているし、確かに、文化庁設置に先立って開かれた五月の佐藤総

文化庁20年

国立劇場理事長
(第5代文化庁長官)

佐野文一郎



となく楽しかったのを覚えている。
著作権法案は、文化庁誕生後も依然難航を続けた。今日出海長官には、国会の状況により、急ぎ雑誌社の講演旅行先から飛行機で戻って頂き、待機を願ひながら、結局質問は夜に入って空振りといった不始末を何回もお許し願わなければならなかった。しかし、多分くぼんだ目が血走っていたであろう当時の著作権課長に、今長官は寛大であった。
長官、次長のお力と、加戸、国分と二代続いた大補佐を柱とする課員の奮闘により、個人的には限りない思いを残して、四十五年五月、新著作権法は成立した。そして私は、官房企画室へ転じた。
十年後文化庁へ戻るまで、著作権法のその後には関心を持ち続けたものの、文化庁のその後の歩みを感じるには、正直なところ、私の仕事は忙しすぎた。

十年ぶりの文化庁は、予期した以上に大きく成長していた。それだけに、とくに文化部については、腰をおとしてこれまでの仕事をふりかえり、新しい発想を求める姿勢が必要であると思った。ハードよりもソフトの面で変化する様々な要請に応え得るよう行政の姿勢を整えること。そのために何ができるかを考え続けたが、今となっては、思いもかけなかった不祥事に対する痛恨の念が、全てを圧倒する。文化庁の内局化が行革の検討の対象となったときも、その対応に当たりながら、この痛恨の念は、胸中を去来し続けた。
在任三年、国語審議会、東本願寺、第二国立劇場、芸術祭、かもしか、美術刀剣、歴史民俗博物館、文楽劇場、能楽堂等々事は多かったが、私が新たに釘を打てたのは、著作権法逐次改正の方針を定め得たことだけであったように思える。

*

文化庁二十年を語るに最もふさわしい人、安達健二氏が、創設二十年の日を目前に急逝されたことは、悲しみにたえない。
文化財保護法、著作権法と、安達さんの下では、随分長い間仕事をさせて頂いた。安達さんは、著作権制度改正の「盟友佐野課長」と「文化庁事始」に記されたが、私には、常に安達さんを困惑させてきたに違いないという思いだけが強く残っている。

文化・役所・国民



作家
(前文化庁長官)
三浦朱門

文化行政という言葉があるが、これは私のもつとも嫌いな言葉の一つである。文化は行政という言葉となじまない。

文化と教養という言葉は多くの西欧語では同じ単語で表現されるが、それはある個人あるいは集団の価値体系とそれが具現されたものを意味する。一人の人が、そしてある地方の人々が、そしてある国民が、どんな生活を願い、何を以て善、何を美とし、どういう人間関係を結び、どのような社会のシステムや生産と消費の制度を維持し、そのためにどのような社会生活を行っているか、といったこと

文化庁が行うさまざまな催し物は、そういったデスターなのであり、それに対する国民の反応を誠実に分析すれば、日本文化のうちで、後世に伝えるために保護すべきものが見えてくるし、現在の日本文化の実体と未来も見えるのである。こういうデータをそろえる

とが文化なのである。

したがって、国の単位で言えば、文化は政治のありかたをも含めての、社会の上部構造をその一部とする国民全体の価値観そのものである。そしてそれは如何に外国の文化を摂取しようとも、あたかも人間が食料として摂取した異質の蛋白を、人間の蛋白に改造してしまふように、外国文化もやがては、その国の文化になつてしまふ。日本人が英語をいくらうまく話しても、所詮は日本語になるのである、議会制度はそれを輸入した国に独特の個性をつけ加えるのである。

文化庁の仕事は日本の文化のさまざまな現象についての調査、検証、報告、保護を行うことであろう。個人にしても、国にしても自分の価値体系を自覚しきれるものではない。たとえば、病気になる、食欲が衰えた時などに、ふと米の粥とウメボシが食べたくなつて、ああ、自分は日本人なのではないかと思つて、ああ、自分は日本人なのではないかと思つたことは、多くの人が経験するであろうが、日本文化の実相についても、いろいろの状況を意識的に作ることで明らかになることが多い。

文化庁が行うさまざまな催し物は、そういったデスターなのであり、それに対する国民の反応を誠実に分析すれば、日本文化のうちで、後世に伝えるために保護すべきものが見えてくるし、現在の日本文化の実体と未来も見えるのである。こういうデータをそろえる

これは日本の政治にとつても、民間の諸々の活動にとつても重要なことである。文化庁の仕事である日本文化の実相把握は、政治的打算や経済的利益、個人の嗜好を超越しなければならぬ。文化庁は権力は持つ必要はないが、中立性を保ちながら運営できるような構造であることが望ましかう。

その限りでは文化庁は一種のサービス機関であるが、それは国民に奉仕するだけではなく、諸外国の求めにも応ずる態勢をもっている必要もある。今日のように、日本の国際化の必要性が望まれている時代では、日本文化を諸外国に知ってもらうこと、われわれがどのような生活を望み、どのような夢をえがき、どのような人間、国家を形成しようとしているかを、諸外国に紹介することは、日本の国益にもかかわることである。

以上はいわば私の考える文化庁の使命であるが、そのような大それた仕事をするには、現在のところ、予算も人員も少なすぎるのをうらみとする。しばらくの間、文化庁に在籍した一人として、その現実の厳しさを知らないではないが、厳しい現実にめげずに、大きな理想に向かって、文化庁は長官を中心に勇ましく前進してほしいものである。

文化行政について



国立教育研究所長
(第6代文化庁長官)
鈴木 勲

文化庁が創設されて二十年が経過したという。その果たした役割と意義については改めていうまでもないが、日本の文化行政の歩みがこの歳月に深く刻まれており、その一端に触れた者として、いささか個人的側面からの感慨を述べてみたい。

文化庁創設の昭和四十三年当時は、千葉県教育委員会に勤務しており、創設当初の高揚した雰囲気を感じずる機会はなかったが、文化行政の転機にあることは、地方行政の立場から痛感していた。昭和四十四年に千葉県教育庁に文化課を新設できたのは、文化庁創

設を含めて時代の趨勢によるところが大きい。当時、急速な開発による埋蔵文化財の緊急調査や美術館等文化施設の計画的設置など、多岐にわたる事業を処理するためには専管の課の設置が必須であった。千葉を文化県にという発想もこれを契機として生まれてきた。各県にも相次いで文化関係の課が整備されたが、大略同様な時代的諸相を反映したものであつたろうと思う。

それから約十年後、中央教育審議会が「地域社会と文化」について取り上げた際に、これに關係した立場から、文化行政の問題を考へる機会に恵まれた。昭和五十年代の初頭から地方自治体の中に文化を主要な行政目標とする動きがみられ、昭和五十四年には大平総理が施政方針演説の冒頭に「文化の時代」の到来を宣明するなど、国・地方を通じて文化行政についての関心が異常に高まった時期である。文化庁が「文化行政長期総合計画について」をまとめたのは昭和五十二年三月であり、文化の概念、文化行政の守備範囲をめぐって、行政レベルにおける混乱と緊張關係がみられた。県民文化とか生活文化の名を冠した部課が首長部局に置かれたのは、行政の対応の混乱を示している。文化を広義に解すれば、T・S・エリオットのいうように、ウェイ・オブ・ライフであるから、行政全般がこれに關係することになるが、そこまではいかないにしても、広義の文化を行政の対象としようとするのが五十年代の一般的傾向であ

り、教育委員会所管の芸術文化行政や社会教育行政まで首長部局に含まれかねない情勢があつた。「地域社会と文化」についての答申の主眼の一つは、地域における文化行政の主体が教育委員会であることを再確認し、これを支援するところにあつた。「行政の文化化」というような戦略的用語はいつの間にか消えたが、文化行政にとっては、まちがいはなく一つの転機であつたといつてよい。

その後、昭和五十八年に文化庁の仕事を直接担当することになり、文化行政について考へ、奥行の深さを改めて知ることができたのは幸いであつた。特に、文化財保護行政では、埋蔵文化財と開発とのかわりの問題は、日本文化伝統の保持と国土環境の保全の立場から文化庁のもつチェック機能はきわめて重く、日本文化全体の展開をにらみながら行使さるべき責任を負っているといつてよい。芸術文化行政は、ある意味で多くの可能性をはらんでおり、文化庁の本格的取組みが期待されている。私が關係したのでは、国立第二劇場構想の具現化や中学校芸術鑑賞教室などに思い出が多いが、芸術文化の創造とその基礎を培う学校教育とのかわりは、今後さらに深められてよいであらう。

文化庁発足二十年を機に、文化行政の新たな発展を願うものである。